

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年9月17日 |
| 【事業年度】 | 第37期（自 平成23年6月1日 至 平成24年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社ユニマツトそよ風 |
| 【英訳名】 | UNIMAT SOYOKAZE CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 渡 邊 信 義 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区南青山二丁目13番14号 ユニマツト青山ビル |
| 【電話番号】 | 03(5413)8228（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 経営企画室長 吉 野 敬 一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山二丁目13番14号 ユニマツト青山ビル |
| 【電話番号】 | 03(5413)8228（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 経営企画室長 吉 野 敬 一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月26日に提出いたしました第37期（自平成23年6月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役久保田勝一は、株式会社ユニマットホールディングの監査役であります。同社は、当社との間で資本業務提携に関する合意書を締結しております。

社外監査役高谷裕介は、当社の顧問弁護士の所属する二重橋法律事務所に所属しております。

当社が社外監査役を選任していることについて、久保田勝一氏につきましては、税理士法人の無限社員であり、税務・財務面での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスに対する監視、助言を頂けると判断しており、高谷裕介氏につきましては、企業法務を専門とし、弁護士として培われた法律の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を生かしていただくことで、当社の監査役として適任であると判断したためであります。また、久保田勝一氏は当社の独立役員に指定しております。

さらに、社外監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、審議に関して必要な発言を適宜おこなっております。また、内部監査室との情報交換をおこなうほか、会計監査人とも情報交換をおこない、会計監査についての連携も図っております。

なお、社外役員選任のための独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」5.(3)の2）等を参考にしており、また、客観的な視点から当社の経営等に対して、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

(訂正後)

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役久保田勝一は、株式会社ユニマットホールディングの監査役であります。同社は、当社との間で資本業務提携に関する合意書を締結しておりますが、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れもありません。

社外監査役高谷裕介は、当社の顧問弁護士の所属する二重橋法律事務所に所属しておりますが、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れもありません。

当社が社外監査役を選任していることについて、久保田勝一氏につきましては、税理士法人の無限社員であり、税務・財務面での豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスに対する監視、助言を頂けると判断しており、高谷裕介氏につきましては、企業法務を専門とし、弁護士として培われた法律の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を生かしていただくことで、当社の監査役として適任であると判断したためであります。また、久保田勝一氏は当社の独立役員に指定しております。

さらに、社外監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、審議に関して必要な発言を適宜おこなっております。また、内部監査室との情報交換をおこなうほか、会計監査人とも情報交換をおこない、会計監査についての連携も図っております。

なお、社外役員選任のための独立性に関する基準又は方針については定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。